消火器に関する運用基準及び指導指針

鳥取県西部広域行政管理組合消防局

施行　令和８年３月２日

改正　令和８年10月23日

第１　消火器具の種類

設置する消火器具の種類は、粉末（ＡＢＣ）消火器10型とする。ただし、粉末では消火困難な燃焼物がある場合又は汚染若しくは故障等の二次災害のおそれのある場所については、強化液を用いた消火器とすることができる。

第２　設置場所について

１　消防法施行令（以下「令」という。）第10条第２項第２号に規定する「通行又は避難に支障がなく、かつ使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」とは、次に掲げる場所とする。

⑴　人の目に触れやすい通路や廊下の端又は壁面

⑵　室の出入り口付近

２　消防法施行規則（以下「規則」という。）第６条第６項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は含まない。

３　規則第６条第６項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。机、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の導線により測定すること。

なお、導線は歩行経路等の中心線で求める必要はない。

４　規則第９条第２号に定める「水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは次に掲げるものとする。

⑴　容器及び部品が腐食するおそれのない場所

⑵　消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所

５　管理権限が違う複数テナントが入る防火対象物においては、原則共用部分に消火器を設置すること。ただし、共用部分に設置が困難な場合は、各テナントに設置すること。

６　屋外に面する部分等に設置する場合は、格納箱に収納する等、保護のための措置を講じること。

第３　能力単位

消火器を設置する場合は、次の表に掲げる区分に応じ、能力単位の算定をすること。

	対象物の区分	消火器の能力単位
1	令第 10 条第１項第１号から第３号、第５号に掲げる防火対象物	A火災に対する能力単位
2	少量危険物のうち、消防法（以下「法」という。）別表第一に掲げる第４類の危険物又は指定可燃物のうち、危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）別表第四に掲げる可燃性固体類若しくは可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う場所	B火災に対する能力単位
3	２以外の少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所	A火災に対する能力単位

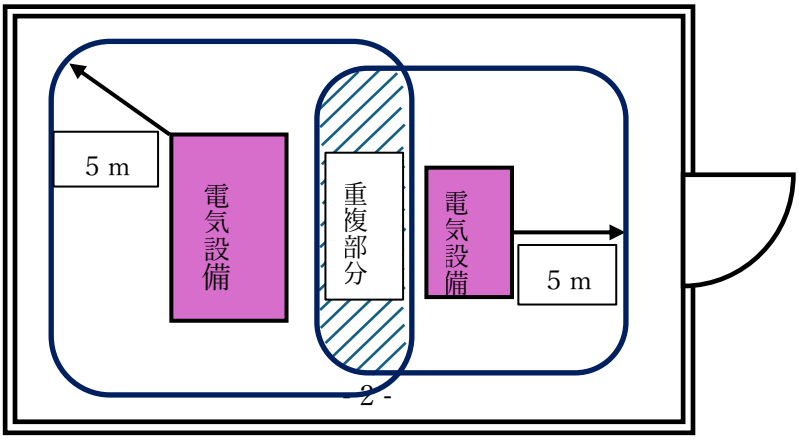
第４　付加設置

１　電気設備

⑴　規則第６条第４項において、「防火対象物又はその部分のうち、当該電気設備がある場所の床面積 100 ㎡以下ごとに１個」とされており、同一場所に複数の変電設備、発電設備及び蓄電池設備が設置されていても、当該場所について床面積 100 ㎡以下ごとに適応する消火器を１個設置することで足りる。

⑵　屋外に設置された電気設備には消火器の設置義務は生じないが、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例第 44 条の届出を要する設備には設置を指導する。

⑶　専用室を設けない場合又は専用室により算定された面積と実際の電気設備が据え付けられた面積に著しい差異がある場合は、当該電気設備の据え付けられた部分の周囲に水平距離５ｍの線で囲まれた部分の床面積とし、同一室内に電気設備が２箇所以上設置されている場合はその合計面積とする。ただし、近接して設置され、水平距離５ｍの線で囲まれた部分が重複する場合は、当該重複した部分の面積は加算しないものとする。



2　少量危険物及び指定可燃物

規則第６条第３項において、「令別表第１に掲げる建築物その他の工作物内に収容されるもの」に対し設置すること。屋外で貯蔵されるものには設置義務は生じないが、設置を指導する。

3　火気を使用する場所

規則第６条第５項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」の消火器は、Ａ火災に対応する能力単位の数値とし、粉末消火器又は強化液型消火器を指導するものとする。

（対象となる火気設備等）

⑴　熱風炉

⑵　多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

⑶　据付面積２㎡以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）

⑷　厨房設備（個人の住居に設けるもの及び防火上有効な措置（安全装置等）が講じられたものを除く。）

⑸　入力 70 キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあっては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）

⑹　ボイラー又は入力 70 キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）

⑺　乾燥設備（入力 17 キロワット未満のもの、乾燥物収容室の内容積が１㎥未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）

⑻　サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

⑼　入力 70 キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房設備

⑽　火花を生ずる設備

⑾　放電加工機

また、同一場所に複数の火気使用設備等が設置されていても、当該場所の床面積を 25 ㎡で除した数値（Ａ単位数）以上の消火器を設置することで足りる。屋外に設置される火気使用設備等には設置義務は生じない。なお、令 10 条第１項第１号から第３号までに該当しない防火対象物に多量の火気を使用する場所がある場合は、設置義務は生じないが、設置を指導する。

多量の火気を使用する場所とは、昭和 55 年 10 月 6 日消防予第 207 号で、規模や容量に関係なく小規模のものが設置された室が対象、飲食店の小規模ガスコンロ設置場所及び社員食堂の厨房、学校の家庭科実習室の厨房機器を設置した場所も対象になる旨が示されているが、平成 30 年 3 月 28 日付消防予第 246 号通知による飲食店等に係る消火器設置基準改正を踏まえ、用途は異なるが、同様の取扱いとし、防火上有効な

措置が講じられたもの以外の設備及び器具が設置された場所を多量の火気を使用する場所とする。

多量の火気を使用する場所



業務用こんろ

多量の火気を使用する場所以外



一般家庭用コンロ
（防火上有効な措置が講じられたもの）

4　消防活動阻害物質

⑴　法第９条の３第１項に規定する火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で、危険物の規制に関する政令第１条の 10 に規定する物質を貯蔵し、又は取り扱う場合は、付近に消火器を設置すること。

⑵　液化石油ガスの貯蔵量が 1,000ｋｇ以上となる施設についてはＡ単位４及びＢ単位 10（粉末 15 型消火器）を設置すること。

5　危険物施設

⑴　移動タンク貯蔵所については、自動車用消火器のうち消火粉末を放射するもので充填量が 3.5ｋｇ以上のもの。

⑵　移動タンク貯蔵所以外の第５種の消火設備については、粉末（ＡＢＣ）10 型消火器を設置すること。

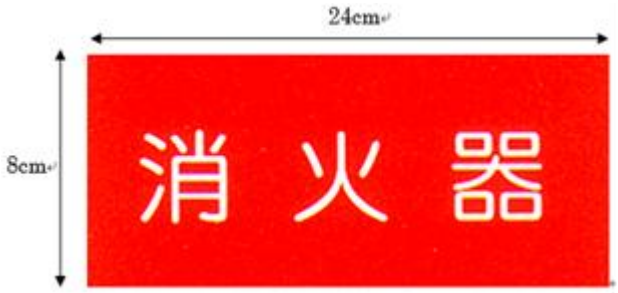
⑶　製造年から 10 年を経過した消火器や、消火器の本体容器に腐食が認められる消火器にあっては、耐圧試験等の実施を指導する。

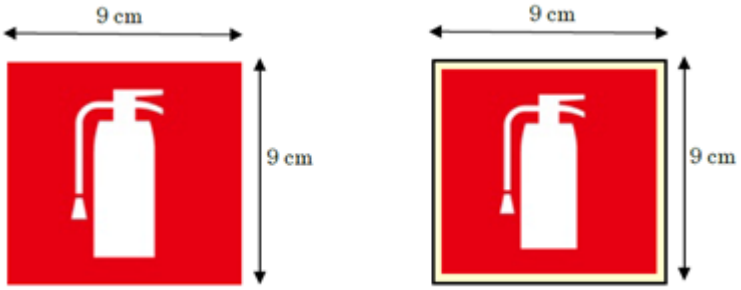
第５　標識

1　短辺８ｃｍ以上、長辺 24ｃｍ以上の大きさとし、地を赤色、文字を白色とすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

⑴　周囲の状況及び色の対比等により、これによらなくとも十分認識できると認められる場合。

⑵　消火器が直接認識できる状態であり、日本工業規格 Z8210 に定める消火器のピクトグラム（９ｃｍ以上×９ｃｍ以上）を設けた場合。





（蓄光式）

第６　特例適用要件

１　体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、当該施設の形態上消火器を歩行距離 20m以下で設置することが困難と認められる場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、令第 32 条を適用し、有効に使用することができる場所に設置できるものとする。

２　精神科病院、認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設で、消火器を各階の職員の常駐する室等で一括管理しないと適正な管理が行えないと認められる場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、令第 32 条を適用し、適正に管理できる場所に設置することで規則第６条第６項に規定する歩行距離を適用除外することができるものとする。

３　浄水場又は汚水処理場等の用途に供する建築物で、内部の設備が水管、貯水池又は貯水槽のみであり、火災危険が少ないと認められる場合には、設置しないことができる。

第７　代替設置

令第７条第１項に規定する消防用設備等が一時的に使用できない場合は、当該設備の警戒する部分に、既設消火器の 1.5 倍（１未満は繰り上げ）の本数設置すること。

第８　変電設備の出力計算方法について

次の計算式の例により算出し、届出の必要性の有無について判断し指導を行うこと。（単相、三相の区別はなし。）

■計算例

変電室内に変圧器 300ＫＶＡが１基、50ＫＶＡが３基ある場合。

①定格容量の合計を求める。300ＫＶＡ+（50ＫＶＡ×３基）＝450ＫＶＡ

②定格容量の合計から、表の係数を判断する。　0.8

③変電設備の出力は、450ＫＶＡ×0.8＝360ＫＷ

定格容量の合計（ＫＶＡ）	係　数
500 未満	0.80
500 以上 1,000 未満	0.75
1,000 以上	0.70